

ちいたの福王台重要事項説明書（ショートステイ）

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

担当：大澤 崇史（おおさわ たかし）

電話：0438-63-1222

2. ちいたの福王台ショートステイの概要

（1）提供できるサービスの種類

施設名称 ちいたの福王台

所在地 袖ヶ浦市坂戸市場66-1

袖ヶ浦市登録番号 （ 1283400024 号）

管理者 大澤 崇史（おおさわ たかし）

（2）職員体制

職員配置については、ちいたの福王台（ショートステイ）運営規定をご覧ください。

（3）同施設の設備の概要

定員：短期入所6名

1室当たりの最大定員：1名

食堂

機能訓練室

静養室：3室

浴室：浴室2室 {一般浴槽・一般浴槽（リフト浴可）}

3. サービス内容

①施設サービス計画の立案

利用者1人1人のニーズに応じた個別の介護計画を作成します。

②食事提供

衛生的かつ安全で季節感のある献立を提供します。また、身体機能や病状に対応し機能食や治療食等を提供します。

③入浴提供

個々の機能に応じた入浴方法を提供します。また、入浴できない利用者には、清拭を行い清潔保持に努めます。

④排泄介護

排尿・排泄のサイクルを把握し、可能な限り自己排泄を推進します。

⑤機能訓練

日常生活上のリハビリとして、できるところはなるべくご自分でしていただきます。

⑥生活相談援助

プライバシーへの配慮と利用者の自主性を重んじつつ生活相談にあたります。

⑦健康管理

看護師等の職員の健康観察をもって体調変化の早期発見に努めます。

⑧所持品保管

紛失を防ぎ、適正に管理を行います。

⑨レクリエーション

楽しい施設生活をお送りいただくために、様々な行事やレクリエーション活動を行います。

4. 利用料金

(1) 基本料金

①施設利用料

介護度

要介護1 645単位/日

要介護2 715単位/日

要介護3 787単位/日

要介護4 856単位/日

要介護5 926単位/日

②サービス提供体制強化加算 (I) 22単位/日

③送迎加算 片道 184単位

(通常実施区域は袖ヶ浦市です)

④短期生活生産性向上推進体制加算II 10単位/月

⑤短期生活長期利用者提供減算 (31日～60日) -30単位/日

⑥連続61日以上短期入所生活介護を行った場合基本単位変更

要介護1 589単位/日

要介護2 659単位/日

要介護3 732単位/日

要介護4 802単位/日

要介護5 871単位/日

※短期生活長期利用者提供減算は適用なくなります。

⑦介護職員処遇改善加算I ①～⑥までにより算出した額の14%

⑧地域区分...袖ヶ浦市は5等級に相当し1単位あたり10,55円

※介護保険負担割合証に応じご負担いただきます。

⑨日用品費 実費

※介護保険負担限度額認定証の額で計算しますので提出をお願い致します。

⑩食費 1日あたり1,650円(入退所日も1日単位で頂きます。)

⑪滞在費 1日あたり1,231円(居住費用)

その他 特別な食事(出前等)、行事参加費は別途料金がかかります。

(⑨～⑪ 介護保険外)

(2) キャンセル料

キャンセル料は一切かかりません。

(3) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※ 以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・ 利用者が中途退所を希望した場合
- ・ 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・ 利用中に体調が悪くなった場合
- ・ 他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

(4) 支払い方法

毎月月締めにて、翌月初旬に請求書をお送りいたします。20日に郵便口座より引き落としとなりますので前日までに口座にご入金下さい。

引き落とし確認後、領収書を発行します。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

ご担当の介護支援専門員とご相談ください。ご利用期間決定後、契約を締結いたします。(初回のみ)

(2) サービス利用契約の終了

① お客様のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書または口頭でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けているお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)又は要支援と認定された場合
- ・ お客様が他界された場合

③ その他

お客様が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合、お客様やご家族などが当施設の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことができます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

6. サービス利用のために

施設利用に当たりご留意いただく事項

(面会) ご家族の面会は自由です。お時間は原則として8時30分から17時30分迄ですが、時間外になる場合は、予めご連絡くだされば対応いたします。また、風邪などが流行している時期については、御面会を制限させていただくこともありますのでご了承ください。

(外出) 外出については事前に担当までご相談ください。

(飲酒、喫煙) 施設での飲酒・喫煙は自由です。但し、安全面を考慮してお酒やたばこ・ライター等は、職員が管理いたします。

(器具の使用) 施設内の設備及び器具については、自由にご利用になれますが、安全面を考慮して職員が立ち会うこともあります。

(金銭等管理) 金銭については、紛失等の事故を防止するために、お持ちいただかないようお願い致します。必要な時は、施設立替にて退所時清算させていただきます。

(宗教活動) 施設内で宗教活動や政治活動をすることは、ご遠慮いただきます。

(その他) その他、ご不満、ご不明に感じた点については職員にご相談下さい。

7. 緊急時の対応方法

ご利用者様に容体の変化等があった場合は、契約書別紙に定めるかかりつけの医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

8. 非常災害対策

- ・防災時の対応 利用者の安全を第一に職員が避難誘導いたします。

・防災設備及び訓練 消火器等の定期的な維持管理と使用方法の訓練並びに定期的な避難誘導訓練を行います。

・防火責任者 大澤 崇史

9. サービス内容に関する相談・苦情

・ご利用者からの相談・苦情の受付

① 当事業所ご利用者相談・苦情担当

担当：大澤 崇史 電話：0438-63-1222

また、第三者委員も直接苦情を受け付けることができます。

森 章 090-8725-9586

石渡 正明 0438-25-4151

② 当施設以外に、次の行政機関等に対しても相談・苦情等を申し立てることが できます。

袖ヶ浦市役所 介護保険課 0438-62-3158

木更津市役所 高齢者支援課 0438-23-7111

千葉県運営適正化委員会 043-246-0294

千葉県国民健康保険団体連合会 043-254-7426

10. その他

・第三者評価実施及び結果の公表無し

ちいたの福王台基準該当短期入所にあたり、利用者様に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者名 社会福祉法人かずさ萬燈会 ちいたの福王台
(介護保険指定事業所番号) 1283400024

〔住 所〕 袖ヶ浦市坂戸市場 66-1

〔管理者名〕 大澤 崇史 印

〔説明者名〕 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から基準該当短期入所についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

〔利用者〕 住所

氏名 印

〔代理人〕 住所

氏名 印

なお、以下連帯保証人は上記契約条項に則り、本人及び代理人とともに本契約の債務履行に関して、極度額 1,430,000 円の範囲内で連帯保証します。

〔連帯保証人〕 住所

氏名 印